

山元町立中学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 山元町立中学校の再編に当たり必要な事項を調査及び検討するため、山元町立中学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 校名、校歌、校章、制服、スクールバス導入等の開校準備に関すること。
- (2) 教育課程等に関すること。
- (3) 規則、規約等の整備に関すること。
- (4) その他学校再編に向けて必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員40人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 保護者代表
- (2) 学校評議員代表
- (3) 同窓会代表
- (4) 地域住民代表
- (5) 学校関係者
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が必要と認めた者

3 委員に欠員が生じたときは、必要に応じて委員を補充することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、所掌事務について必要な調査及び検討が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(代表者会)

第7条 委員長は、所掌事務の推進のため、必要に応じて代表者を置くことができる。

2 代表者は、検討部会の代表者を中心とした決定機関とし、その経過及び結果を委員会へ報告するものとする。

3 代表者に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、代表者を総理する。

(検討部会)

第8条 委員長は、所掌事務の推進のため、必要に応じて検討部会を置くことができる。

2 検討部会は、委員長の指示により所掌事務に係る資料収集、相互間の連絡調整及び関連する業務を行うものとし、その経過及び結果を代表者会へ報告するものとする。

3 検討部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選により定める。

4 部会長は、検討部会を総理する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。